第二十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十九条中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第十二条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第二十九条に次の三号を加える。

四　第二十四条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

五　第二十五条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

六　第二十七条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十条を削る。

第三十一条第一項中「第二十八条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第三十条とする。

附則第二条中「千六百八十六円」を「二千五百十七円」に改める。

（揮発油税法の一部改正）

第八条　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第二十九条」に改める。

第二十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円をこえる」を「百万円を超える」に、「、五十万円をこえ」を「、百万円を超え」に改める。

第二十八条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第十四条第七項（第十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第二十八条に次の三号を加える。

五　第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

六　第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

七　第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十九条及び第三十条を削る。

第三十一条第一項中「第二十七条から第二十九条まで」を「前二条」に改め、同条を第二十九条とする。

（地方揮発油税法の一部改正）

第九条　地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「同条」を「これら」に、「同法」を「国税通則法」に改める。

第十五条第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円を超えるときは」を「百万円を超える場合には」に、「、五十万円」を「、百万円」に改める。

第十六条を削る。

第十五条の二中「五万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改め、同条を第十六条とする。

第十七条第一項中「第十五条第一項又は第十五条の二」を「前二条」に改める。

（石油ガス税法の一部改正）

第十条　石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十条」に改める。

第二十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円をこえる」を「百万円を超える」に、「、五十万円をこえ」を「、百万円を超え」に改める。

第二十九条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第十二条第四項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第二十九条に次の三号を加える。

五　第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

六　第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

七　第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十条を削る。

第三十一条第一項中「第二十八条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第三十条とする。

（石油石炭税法の一部改正）

第十一条　石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第二十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同項第一号中「免かれ」を「免れ」に改め、同条第二項中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十五条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第十条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第二十五条に次の三号を加える。

四　第二十条第一項から第三項まで又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申告を怠り、又は偽つた者

五　第二十一条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

六　第二十三条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六条を削る。

第二十七条第一項中「第二十四条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第二十六条とする。

（航空機燃料税法の一部改正）

第十二条　航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「三年」を「五年」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「こえ当該」を「超え当該」に改める。

第二十一条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改める。

第二十二条に次の一項を加える。

2　前項の規定により第二十条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。